

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

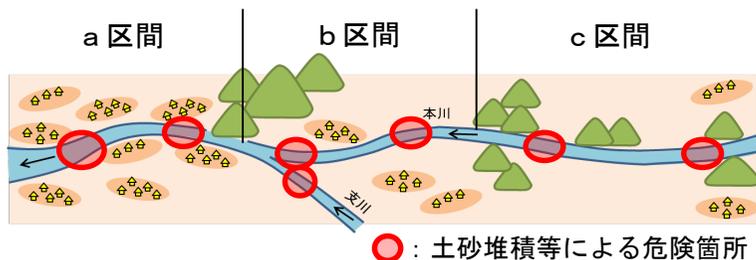
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
 - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
 - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所では氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

制定 令和元年7月19日
20190709 中第3号
改正 令和2年7月15日
20200706 中第9号
改正 令和3年3月31日
20210323 中第9号
改正 令和3年6月16日
20210615 中第8号

中小企業防災・減災投資促進税制 (特定事業継続力強化設備等の特別償却制度) の運用に係る実施要領

【令和3年6月16日版】

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

※この実施要領において使用する用語は、中小企業等経営強化法及び租税特別措置法において使用する用語の例による。

1. 中小企業防災・減災投資促進税制の概要及び措置内容

- ・ 中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）は、中小企業が自然災害等に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「税法」という。）第11条の3、第44条の2及び第68条の20において措置された。
- ・ 青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却20%（令和5年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却18%）の税制措置を受けることができる。

2. 適用対象者

- ・ 青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に法第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者。

（注）中小企業者等とは

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

※ただし、以下の法人は対象外

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人

- ・ 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

3. 適用対象期間及び適用手続きの手順

(1) 適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。

※認定対象期間内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要。

(2) 適用手続きの手順

①事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画の作成及び認定の申請

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を作成し、事業継続力強化計画を作成した中小企業者又は連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局に認定を申請する。

②設備の取得等

認定対象期間内に経済産業大臣の認定を受けた後、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された対象設備を、当該計画の認定を受けた日から1年以内に取得等をする。

③税務申告

対象設備の取得等をした後、税務申告を行う。

なお、税務申告の際は、対象設備の償却限度額の計算明細書を添付するものとする。

4. 対象設備

- ・ 本税制の対象となる設備は、次の表に該当するもののうち、認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画における目標の達成及び内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けたものとする。
- ・ 当該確認は、経済産業大臣が事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を認定する際に、併せて行うものとする。
- ・ ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①から③のいずれかに該当する設備は対象外とする。
 - ① 消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備
 - ② 中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
 - ③ 設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受け

て取得等をする設備

【対象設備の種類等】

対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） （100万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（※） （30万円以上）	自然災害：全ての設備
	感染症：サーモグラフィ装置 （同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
建物附属設備 （60万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、 止水板 、制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

附 則

（施行期日）

1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この実施要領の規定（対象設備の種類等のうち器具及び備品並びに建物附属設備に係る部分に限る。）は、中小企業者（法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの実施要領の施行の日以後に法第56条第1項又は法第58条第1項の認定（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）の申請をする事業継

続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について適用し、中小企業者が同日前に認定の申請をした事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、令和3年6月16日から施行する。

以上

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和3年度予算額 48,652 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理」も対応可	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 600 草地 80	320 300 40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援 広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

農村地域防災減災事業 <公共>

【令和2年度予算概算決定額 43,842 (43,842) 百万円】

〔「臨時・特別の措置」を含む令和2年度予算概算決定額 63,842 百万円〕 (令和元年度補正予算額 25,023百万円)

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<政策目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積約34万ha (うち農地面積約28万ha) [令和2年度まで]

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

施設整備のために必要な、農村地域防災減災総合計画の策定、ため池の諸元等の詳細情報 (浸水想定区域図の作成を含む) の整備等を支援します。

(ため池の諸元等の詳細情報の整備については定額助成 (令和2年度まで))

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等を支援します。

また、農業水利施設の安全対策を緊急的に推進するため、農業水利施設の危険箇所の把握や優先度に応じた安全施設の整備を定額で支援します。(定額助成は令和2年度まで)

3. ため池の管理体制の強化 (防災環境整備事業)

ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備、代替水源の整備を伴うため池の統廃合について定額助成で支援します。

(水位計等の管理施設の整備は令和2年度まで)

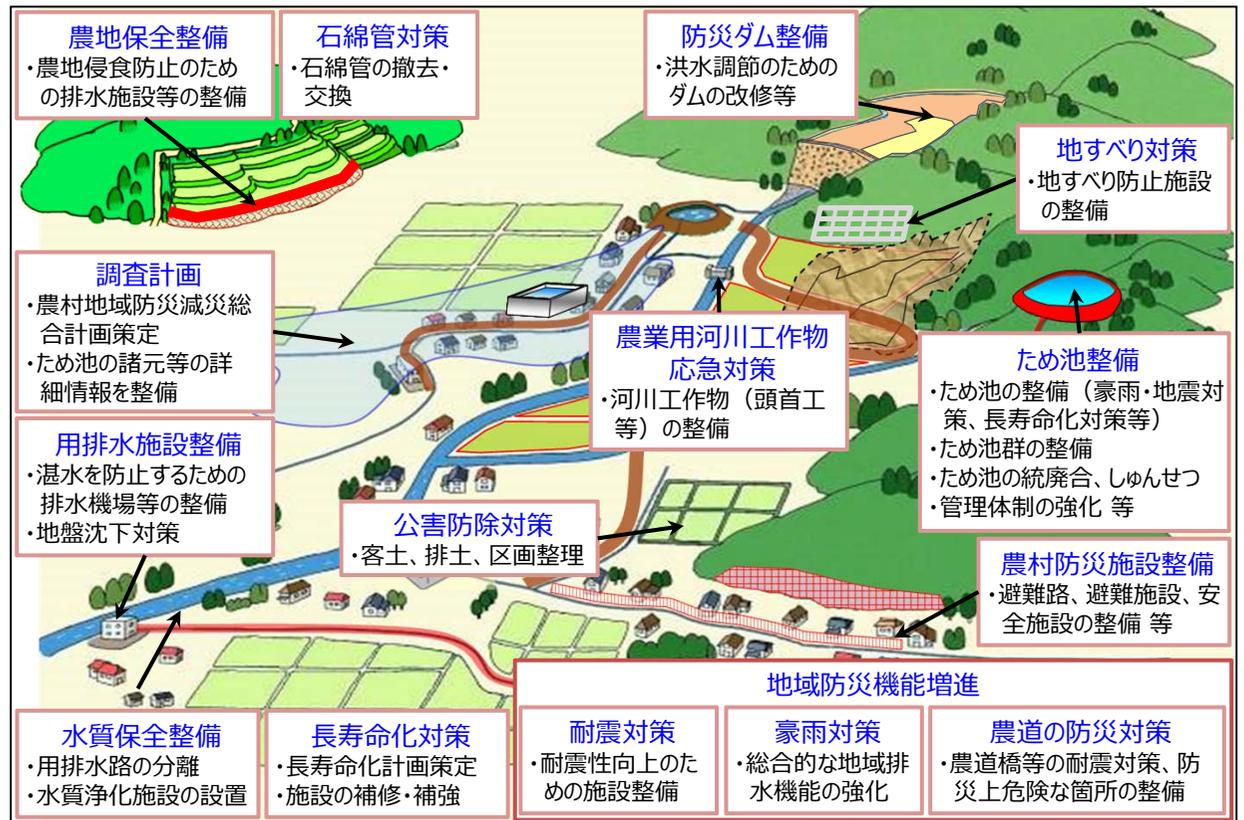
<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

<事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の増加

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去による区画拡大、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を支援します。

4. スマート田んぼダム実証事業

近年多発する豪雨災害に対応するため、水田の持つ雨水貯留機能を最大に発揮する「スマート田んぼダム」について実証します。

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

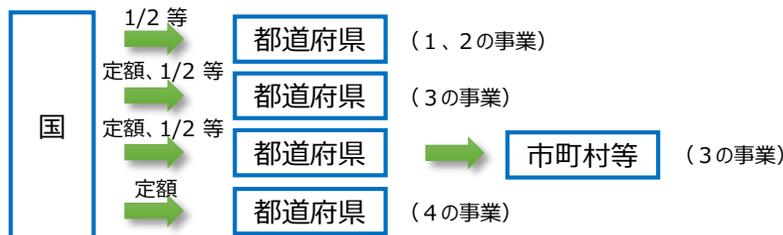


水稲

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。(写真は収穫中のタマネギ)

※ 下線部は、拡充内容

<事業の流れ>



農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

工 種：計画策定 等
【実施期間：2年以内】

補助率：1/2等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75~85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65~75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55~65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

<整備前>



<整備後>



大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている畦畔除去による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・ 基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ・ 調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・ 指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・ 補助率：50% 等



暗渠排水

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価 ※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 2万5千円/10a ○実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

スマート田んぼダム実証事業（新規）

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討する必要があることから、農業競争力強化農地整備事業に「スマート田んぼダム導入実証事業」を創設し、まとまった面積の水田において自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限を行い、その防災上の効果を実証する。

1. 事業内容

① スマート田んぼダム現地実証調査（定額支援）

○ 実証農地へ自動給排水栓等整備

実証対象農地へ、自動給排水栓設置と遠隔操作システムを整備、田んぼダム実施のための簡易整備



○ スマート田んぼダム実施体制整備

豪雨時の一斉操作体制整備、地域の調整を支援。



② 指導・助言、横展開の検討（定額支援）

○ 現地実証調査への指導・助言

現地実証調査を行う各事業実施主体への技術指導や助言を行う

○ 横展開を図る手法の検討

現地実証調査の結果を踏まえたスマート田んぼダムの取組の効果分析と実施の手引き作成

2. 実施要件

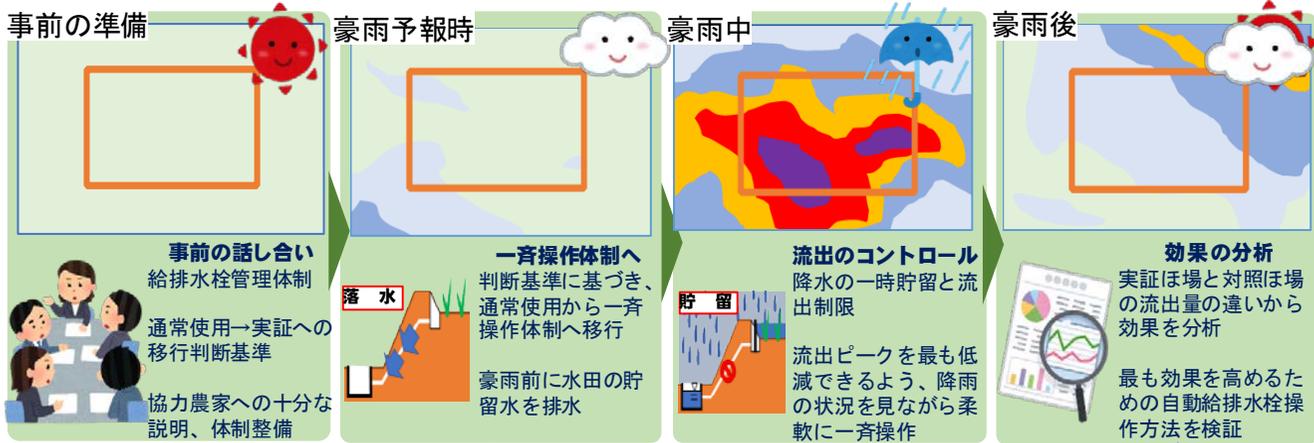
- （現地実証） 基盤整備が実施され、排水系統を同一にする一定程度のまとまりのある水田であること
- （指導・助言） 水田の雨水貯留・河川流出について専門的知識を有すること

3. 実施主体

- （現地実証） 都道府県、市町村、土地改良区等
- （指導・助言） 公募で選定された団体

スマート田んぼダム

豪雨災害から地域を守るため、自動給排水栓による遠隔操作で、豪雨前の水田の一斉落水、豪雨中の貯留・流出抑制を行い、水田の持つ雨水貯留能力を最大限に発揮する取組である。



検証と全国展開



手法の一般化

現地調査結果から、スマート田んぼダムの効果と最適な手法を分析
自動給排水栓操作手法や体制整備等をスマート田んぼダムの手引きとして取りまとめ、全国への横展開を図る

まとまった降雨のたびに繰り返し実施

林野庁

[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [森林整備事業](#)

森林整備事業

背景

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献しています。このような機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現していくためには、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めていく必要があります。

特に、我が国の森林が利用期を迎える中、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に間伐や主伐後の再造林等の森林整備を進めることが重要です。

また、奥地等の条件不利地や、気象害、鳥獣害等を受けた被害森林のような、林業的な取り組みで対応できない森林については、公的な関与による森林整備を強化することが必要です。

このような多様な森林に対応した整備を推進していくため、「森林整備事業」を実施しています。

森林整備に対する支援

森林整備事業では、植付、下刈り、間伐等への作業に対し、補助が行われます。作業を実施した者は、都道府県に補助金の交付を申請し、都道府県が検査を行った後、補助金が交付されます。

[森林整備事業のあらまし](#)（森林整備事業の紹介）

関係通知等

[森林環境保全整備事業実施要綱（令和3年3月31日最終改正）（PDF：108KB）](#)

[森林環境保全整備事業実施要領（令和3年3月31日最終改正）（PDF：311KB）](#)

[森林環境保全整備事業要領の運用（令和3年4月14日最終改正）（PDF：2,818KB）](#)

[森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（令和3年3月31日最終改正）（PDF：298KB）](#)

[「造林補助事業竣工検査内規程について」の制定について（令和2年12月25日最終改正）（PDF：222KB）](#)

森林整備事業の実績

[森林環境保全整備事業等実績定期報告（令和元年度）（PDF：1,123KB）](#)

[令和元年度森林整備事業実績（民有林補助）（PDF：2,606KB）](#)

森林整備事業の申請・検査（ドローン等の活用）

森林整備事業の申請・検査の際、図面や写真を添付することとしていますが、2020（R2）年4月より、GISデータやドローン等の画像の使用も可能としました。

森林づくりの新たな技術

林野庁、森林総合研究所や各都道府県が行った低密度植栽や早生樹活用などの森林づくりに関する新たな技術に関する調査報告書やパンフレット、これまでに開催したシンポジウムの資料などの資料をまとめました。

その他

[都道府県問い合わせ先一覧\(PDF：198KB\)](#)

関連ページへのリンク

[間伐等の推進について](#)

[路網整備の推進について](#)

[森林経営計画について](#)

[森林整備地域活動支援交付金について](#)



お問合せ先

森林整備部整備課造林間伐対策室

担当者：造林間伐企画班

代表：03-3502-8111（内線6177）

ダイヤルイン：03-3502-8065

FAX番号：03-3502-6329

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries